



相続 あんなこと こんなこと

今号は、これまで相続関連業務に携わった中で出会った事例「あんなこと・こんなこと」をご紹介しますと思います。皆様の相続対策の参考にさせていただければ幸いです。

意思と反した遺言書にならないように

子供達が皆平等に相続財産を分けられるように、生前お父さんは自分の財産を丹念に洗い出し、遺言書を作成しました。「〇〇銀行〇〇支店・普通預金・口座番号〇〇〇〇は長男◎◎へ相続させる」。同様に、長女△△や次男◇◇に相続させる口座も遺言書に記載、「この遺言書に記載のない財産については、全て長男◎◎へ相続させる」と指定し、10年後に亡くなりました。

その10年間に金融機関の統廃合や銀行内システムの変更があり、長女△△や次男◇◇が相続するはずだった遺言書記載の口座が消滅していた場合はどうなるのでしょうか…。

金融機関では、もともとの口座をたどって、本来相続すべき長女△△や次男◇◇が受取れるように手続を行います。確実にそうとは断定できない場合もあり、「遺言書に記載のない財産」として、長男◎◎に渡ってしまうことがあります。

このような事態を避けるためには、遺言書に「以下の預貯金は全て長男◎◎・長女△△・次男◇◇で3分の1ずつ相続させる。(以下銀行名)」と記載しておけば解決です。しかもお父さんは預貯金の口座番号まで詳細に洗い出し、平等になる様考える苦勞をしなくてすみます。

そんな相続人がいたなんて！

奥さんの実家代々の土地に住んでいる夫婦には、子供がいません。奥さんが亡くなった時、ご主人は既に他界しており、奥さんの妹が全てを相続するはずでした。ところが、姉妹のお父さんには若い頃に結婚し勝手に家を出ていった前妻との間に子供(異母兄)がいたのです。

姉の相続手続きをすることになった妹は、お父さんの戸籍を調べて異母兄の存在を現実に認識し、異母兄と遺産分割協議を行うことになりました。ところが異母兄は、よりによって亡くなった姉が自宅に



していた、母方の実家代々の土地を相続することを主張したのです。

こんなことにならないよう、少なくともご主人がなくなった時、姉は遺言書を作っておくべきでした。

遺産分割協議書への署名捺印ができない場合

亡くなった方の遺言書がない場合は、原則として相続人全員で遺産分割協議を行い、その内容を記した書面(遺産分割協議書)に全員の署名捺印をして手続を行います。相続人全員が国内在住でお互い連絡が取りやすく、成人である場合、利害関係に問題がなければ比較的スムーズに手続が進みます。

では、相続人に海外居住者がいる場合はどうなるのでしょうか。

日本では、住所地で登録した印鑑登録証明書をもって、本人であることの証明ができますが、海外居住者は日本での印鑑登録ができません。この場合、在外日本公館に出向き、押印の代わりにサインをしたものが間違いなく本人のものであるという証明(サイン証明)をしてもらいます。サイン証明+在留証明で本人であることの証明となります。

一方、民法で定められた未成年が相続人となるような場合にはどうしたら良いのでしょうか。

未成年者は法律行為が行えないため、この場合は特別代理人を定めなければなりません。特別代理人は当事者だけで勝手に決めることはできず、まず未成年者の住所地管轄の家庭裁判所へ特別代理人選任の申立てを行います。この申立ては特に難しいものではありませんし、通常であれば3~4週間程で決定の審判書が送られてきます。

相続手続きは、この審判書と特別代理人が署名捺印した遺産分割協議書をもって行えば良いのです。

相続税の改正

来月からいよいよ相続税の大増税です。今後はサラリーマン世帯でも、広く相続税申告の対象になる可能性があります。アベノミクスにより多少昇給の恩恵を受けたとはいえ、消費税引き上げで家計はさほど潤っていないのに地価は上昇しています。自宅の土地プラスそこそこの金融資産があるご家庭では、できるだけ事前に準備し、相続税対策を行うのが大切です。(文責：行政書士・社会保険労務士 久保祐子)